

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と野辺地町（以下「乙」という。）は、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第2に次のように加える。

(5) 男女共同参画

取組内容	甲の役割	乙の役割
男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行う。	乙と連携して、男女共同参画に関する取組を中心的に行う。	甲と連携して、男女共同参画に関する取組を行う。

別表第3に次のように加える。

(2) デジタル化

取組内容	甲の役割	乙の役割
デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う。	ア デジタル化推進体制の充実に向けて連絡調整を行う。 イ 乙と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。	ア デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供する。 イ 甲と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。

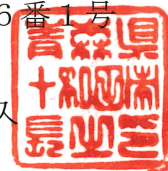
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月16日

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市

十和田市長 小山田 久



青森県三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市

三沢市長 小檜山 吉 紀



乙 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町

野辺地町長 野 村 秀 雄

